明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一）　二
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一〇一）　二
○太平洋島嶼国における太平洋島嶼国議会能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同一一六）　三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件（厚生労働七三）　三
○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（同七四）　三
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準の一部を改正する件（同七五）　四
○平成三十年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（同七六）　四
○医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同七七）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十六条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十七条及び第二十二条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を定める件（農林水産五七六）　五
○森林法施行令第九条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件の一部を改正する件（同五七七）　五
○森林法施行規則第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件の一部を改正する件（同五七八）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五七九～五八三）　六
○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業三四、三五）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通四六七）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同四六八）　八
○直轄砂防工事を施行する件（同四六九）　八
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同四七〇）　九
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件（同四七一）　九
○気象測器の型式を証明した件（気象庁二）　九
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（兵庫県公安委八七）　九
〔国会事項〕
内閣　内閣府　法務省　一〇
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（富山労働局最低工賃公示一）　一〇
国家試験
労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　一
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三